



危険物安全週間とは？

平成2年消防庁により制定され、毎年6月の第2週、日曜日から土曜日までの1週間実施される週間のことをいいます。
今年度は、6月4日(日)から6月10日(土)までの期間実施します！

危険物とは??

火災、爆発、中毒などを引き起こす危険性のある物質の総称。

「消防法」上の危険物と「毒物及び劇物取締法」上の危険物があります。

消防法で定められているものでは、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- 1：火災発生の危険性が大きいもの
- 2：火災拡大の危険性が大きいもの
- 3：消火の困難性が高いもの

※身近なものではガソリン・灯油・油性塗料等

☆☆久米島町消防本部の取り組み☆☆

【目的】

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としています。
本町においても、危険物を取扱う事業所等の立入検査や広報活動を行い、危険物の取扱いについて関係機関と協力を密にすることを確認します。



令和5年 消防フェアの日程について



例年5月に開催している消防フェアは、今年度は秋季全国火災予防運動に合わせて11月に開催いたします。多くの町民の皆様のご来場、お待ちしております。

久米島町消防本部 消防フェアの歴史

久米島町消防本部ではこれまで、平成元年の第1回消防フェアから数えること30回、消防フェアを開催してきました。消防車乗車体験や煙中体験、3×3バスケットボールなど、消防フェア30回の歴史の中で延べ20000人近くの子どもたちが参加し、消防フェアを通して町民への防火思想の普及を図ってきました。消防職員、団員共に町民の皆様が楽しめるよう準備していますので、ぜひご家族揃ってご来場ください。



※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。※住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、平成23年6月1日からすべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられています。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。



4月 出動状況

・救 急 …………… 35件 (152件)	・風水害 …………… 0件 (0件)
・火 災 …………… 1件 (3件)	・捜 索 …………… 0件 (0件)
・救 助 …………… 1件 (1件)	・その他 …………… 0件 (7件)

※令和5年1月からの件数

()は、令和5年累計

合計…………… 37件 (163件)